

指定更新の留意事項（休止中の事業所の取扱い）

1 休止中の事業所の取扱い

- 休止中の事業所は、指定の更新を受けることができません。
- したがって、休止中の事業所は、更新時期までに事業を再開した上で更新の手続きを行うか、事業を廃止するか、のいずれかを行う必要があります。

2 更新する場合

- 更新時期までに事業を再開した上で、更新の手続きを行うこととなります。
- 具体的には、以下の届出・申請が必要です。
- なお、事業を再開する場合は、人員、設備及び運営基準を満たす必要がありますので、くれぐれもご注意ください。

《必要な届出・申請》

- 再開届 ※1
- 変更届 ※1（＝事業再開時に、休止前と変更届出事項に変更がある場合のみ）
- 更新申請 ※2

※1 詳しくは、市 HP「廃止・休止・再開届（全サービス共通）」をご覧ください。

※2 詳しくは、市 HP「指定申請・更新申請について」をご覧ください。

3 更新しない場合

- 人員、設備及び運営基準を満たせない場合は更新できません。
- 更新しない場合は、以下の届出が必要です。
（なお、廃止後、人員、設備及び運営基準を満たし、事業を再開する場合は、あらためて、指定の申請を行うことになります。）

《必要な届出》

- 廃止届

※ 詳しくは、市 HP「廃止・休止・再開届（全サービス共通）」をご覧ください。